

京 都 大 学 霊 長 類 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 霊長類研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4</u> 所長は、霊長類研究所の所務を掌理する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 霊長類研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>人類進化モデル研究センター 国際共同先端研究センター</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、霊長類研究所の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4</u> 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(所長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 所長の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4</u> 所長は、再任されることがある。</p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4</u> 附属の研究施設の長は、再任されることがある。</p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>